

名護市わがまち特例一覧

項番	対象資産・税目	対象資産	取得期間	適用期間	特例割合	地方税法	名護市税条例	対象となる具体的な資産の例	
1	水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水又は廃液の処理施設	償却	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	期限なし	2分の1	附則第15条 第2項第1号	税条例附則第10条 の2第1項	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等※既存の施設又は設備に代えて設置したものについては、特例措置の対象外。	
2	下水道法に規定する下水道除害施設	償却	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	期限なし	4分の3	附則第15条 第2項第5号	税条例附則第10条 の2第2項	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等※下水道法・下水道条例で設置義務のある除害施設	
3	津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき新たに取得等された津波対策の用に供する施設等。	償却	平成28年4月1日から 令和10年3月31日まで	4年間	2分の1	附則第15条 第21項	税条例附則第10条 の2第3項	対象資産：防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設	
4	津波防災地域づくりに関する法律の規定する指定避難施設の用に供する家屋のうち、避難の用に供する部分として総務省の定めるもの（指定避難施設避難用部分）	家屋	平成30年4月1日から 令和9年3月31日まで	5年間	3分の2	附則第15条 第22項第1号	税条例附則第10条 の2第4項	(家屋) 指定避難施設の用に供する家屋のうち、避難用の用に供する部分（避難場所、階段、経路など）※指定日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分	
5	津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波災害警戒区域において、施設所有者との間に管理協定が締結された協定避難施設の協定避難用部分	家屋	平成30年4月1日から 令和9年3月31日まで	5年間	2分の1	附則第15条 第22項第2号	税条例附則第10条 の2第5項	(家屋) 管理協定の対象となる津波避難施設のうち避難に供する部分避難上有効な屋上、階段等※協定締結の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分	
6	津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波災害警戒区域において、施設所有者となろうとする者との間に管理協定が締結された後、建設された協定避難施設の協定避難用部分	家屋	平成30年4月1日から 令和9年3月31日まで	5年間	2分の1	附則第15条 第22項第3号	税条例附則第10条 の2第6項	(家屋) 管理協定の対象となる津波避難施設のうち避難に供する部分避難上有効な屋上、階段等※協定締結後新たに固定資産税が課税される年度から5年度分	
7	津波防災地域づくりに関する法律に規定する指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産	償却	平成30年4月1日から 令和9年3月31日まで	5年間	3分の2	附則第15条 第23項第1号	税条例附則第10条 の2第7項	(償却資産) 誘導灯、誘導標識、自動解錠装置、防災用倉庫、防災用ベンチ、非常電源設備※協定締結後5年度分	
8	津波防災地域づくりに関する法律に規定する管理協定に係る同法に規定する協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産	償却	平成30年4月1日から 令和9年3月31日まで	5年間	2分の1	附則第15条 第23項第2号	税条例附則第10条 の2第8項	(償却資産) 誘導灯、誘導標識、自動解錠装置、防災用倉庫、防災用ベンチ、非常電源設備※協定締結後5年度分	
9	電気事業者による再生可能エネルギー-電気の調達に関する特別措置法に規定する再生可能エネルギー源を電気に変換する設備以外の設備。	太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー-発電設備で総務省令で定めるもの。(1,000KW未満)	償却	令和2年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年間	3分の2	附則第15条 第25項第1号イ	税条例附則第10条 の2第9項	再生可能エネルギー-事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系保護装置。自家消費型設備に限る。
10		風力を電気に変換する再生可能エネルギー-発電設備。(20KW以上)	償却	令和2年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年間	3分の2	附則第15条 第25項第1号ロ	税条例附則第10条 の2第10項	【特定風力発電設備】FIT(固定価格買取制度)の設備認定を受けた再生可能エネルギー-発電設備に限る。
11		地熱を電気に変換する再生可能エネルギー-発電設備地熱発電設備(1,000KW未満)	償却	令和2年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年間	3分の2	附則第15条 第25項第1号ハ	税条例附則第10条 の2第11項	【特定地熱発電設備】FIT(固定価格買取制度)の設備認定を受けた再生可能エネルギー-発電設備に限る。
12		バイオマスを電気に変換する再生可能エネルギー-発電設備で総務省令で定めるもの。(10,000KW以上20,000KW未満)	償却	令和2年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年間	3分の2	附則第15条 第25項第1号ニ	税条例附則第10条 の2第12項	【特定バイオマス発電設備】FIT(固定価格買取制度)の設備認定を受けた再生可能エネルギー-発電設備に限る。
13		特定バイオマス発電設備で総務省令で定めるもの。(10,000KW以上20,000KW未満)	償却	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年間	4分の3	附則第15条 第25項第2号	税条例附則第10条 の2第13項	特定バイオマス発電設備(木竹に由来するもの、農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するもの)

14		太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるもの。(1,000KW以上)	償却	令和2年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年間	4分の3	附則第15条 第25項第3号イ	税条例附則第10条 の2第14項	【特定太陽光発電設備】再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系保護装置。自家消費型設備に限る。
15		風力を電気に変換する再生可能エネルギー発電設備 (20KW未満)	償却	令和2年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年間	4分の3	附則第15条 第25項第3号ロ	税条例附則第10条 の2第15項	【特定風力発電設備】FIT(固定価格買取制度)の設備認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限る。
16	電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法に規定する再生可能エネルギー源を電気に変換する設備以外の設備。	水力を電気に変換する再生可能エネルギー発電設備水力発電設備(5,000KW以上)	償却	令和2年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年間	4分の3	附則第15条 第25項第3号ハ	税条例附則第10条 の2第16項	【特定水力発電設備】 FIT(固定価格買取制度)の設備認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限る。
17		水力を電気に変換する再生可能エネルギー発電設備水力発電設備(5,000KW未満)	償却	令和2年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年間	2分の1	附則第15条 第25項第4号イ	税条例附則第10条 の2第17項	【特定水力発電設備】 FIT(固定価格買取制度)の設備認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限る。
18		地熱を電気に変換する再生可能エネルギー発電設備地熱発電設備(1,000KW以上)	償却	令和2年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年間	2分の1	附則第15条 第25項第4号ロ	税条例附則第10条 の2第18項	【特定バイオマス発電設備】 FIT(固定価格買取制度)の設備認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限る。
19		バイオマスを電気に変換する再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるもの。バイオマス発電設備(10,000KW未満)	償却	令和2年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年間	2分の1	附則第15条 第25項第4号ハ	税条例附則第10条 の2第19項	【特定バイオマス発電設備】 FIT(固定価格買取制度)の設備認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限る。
20		児童福祉法の規定による企業主導型保育事業の用に供する施設	土地 家屋 償却	平成29年4月1日から 令和6年3月31日まで	5年間	2分の1	附則(令和6年法律第4号)第20条第6項	附則(令和6年条例第15号)第2条第3項	【企業主導型保育事業】 政府の補助を受けた者が、企業主導型保育事業に係る業務を目的とする施設のうち政府の補助に係るものの用に供する土地、家屋及び償却資産
21	都市緑地法の規定による市民緑地の用に供する土地	土地	平成29年6月15日から 令和9年3月31日まで	3年間	3分の2	附則第15条第32項	税条例附則第10条 の2第20項	都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が同法に規定する認定計画に基づき設置する市民緑地の用に供する土地	
22	水防法の規定により指定された浸水被害軽減地区内にある土地	土地	令和2年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年間	3分の2	附則第15条第37項	税条例附則第10条 の2第21項	(土地) 自然堤防等の既存の盛土構造物を浸水被害軽減地区として指定し保全した土地	
23	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向けに新築された賃貸住宅	家屋	平成27年4月1日から 令和9年3月31日まで	5年間	3分の2	附則第15条の8 第2項	税条例附則第10条 の2第22項	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者住宅である賃貸住宅 ※1棟当たりの戸数が10戸以上 ※床面積要件210㎡を上限	
24	新築された日から20年以上を経過したマンションの管理の適正化の推進に関する法律に規定する家屋	家屋	令和5年4月1日から 令和9年3月31日まで	1年間	3分の1	附則第15条の9の3 第1項	税条例附則第10条 の2第23項	下記要件を満たし、大規模の修繕等(長寿命化工事)を実施した家屋 ・新築された日から、20年以上経過している ・総戸数が10戸以上 ・過去に長寿命化工事を行っていること ・令和5年4月1日から令和9年3月31日までの間に、長寿命化工事を完了 他	
25	生産性向上特別措置法に基づき、認定先端設備等導入計画に従って取得した事業用の家屋及び構築物	家屋 償却	令和3年4月1日から 令和5年3月31日まで	3年間	0	旧附則第64条	附則(令和5年条例第11号)第3条第2項	生産性向上特別措置法に基づき、認定先端設備等導入計画に従って取得した事業用の家屋及び構築物	
26	家庭的保育事業	家屋 償却	平成30年度以降の課税から適用	期限なし	2分の1	第349条の3 第27項	税条例第61条の2 第1項	家庭的保育事業の用に供する保育施設または設備	
27	居宅訪問型保育事業	家屋 償却	平成30年度以降の課税から適用	期限なし	2分の1	第349条の3 第28項	税条例第61条の2 第2項	居宅訪問型保育事業の用に供する施設または設備	

28	事業所内保育事業（利用定員 5 人以内）	家屋 償却	平成30年度以降の課税 から適用	期限なし	2分の1	第349条の3 第29項	税条例第61条の2 第3項	事業所内保育事業（利用定員 5 人以内）に供する保育施設または設備
----	----------------------	----------	---------------------	------	------	-----------------	------------------	-----------------------------------